

令和3年第7回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和3年7月28日(水)
招 集 の 場 所	日進市役所本庁舎4階 第2会議室
開 会	令和3年7月28日(水) 15時00分
出 席 委 員	会長 6番 市川 豊 会長 総計 10人 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員
欠 席 委 員	1番 和田 義雄 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 祖父江 直文 次長 岡田 剛 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号</p> <p>専決第1号 専決第2号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農業経営改善計画書について</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取り下げについて 日進市農用地利用集積計画の取り下げについて</p>
-------------	--	---

<p>開会</p> <p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているので、令和3年第7回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和3年第7回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に5番の伊藤 修 委員と、7番の山本 裕子 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>4番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>4番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、学校給食センターから西に約270メートルの位置に所在しており、現況は田で、水稻を栽培しており、面積は2,152㎡です。</p> <p>申請者は、岩崎町にお住まいです。</p> <p>申請者は、年間150日程度農作業に従事しており、その農作業暦は40年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、耕うん機、軽トラック、普通自動車を所有しています。</p> <p>この度、申請者は申請地を取得し、営農地を拡大するために今回の申請に至りました。</p> <p>申請地では水稻の栽培を予定しています。</p> <p>4番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。</p> <p>第3号、信託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがあります。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡を超えています。</p>
---	--

		<p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p> <p>議長 議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>議長 特に意見がないことを確認して議案第1号4番の案件の採決を宣言。</p> <p>議長 (挙手全員) 議案第1号、2番の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。</p> <p>議長 続いて、議案第2号を上程。</p> <p>事務局 事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議長 議案書朗読</p> <p>事務局 9番から13番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>議長 9番の案件について説明します。</p> <p>事務局 申請地は三本木町大池下の交差点から北西に約230メートルの位置に所在しており、現況は畑で作付けはされておらず、面積は157㎡です。</p> <p>議長 申請者は昭和60年に申請地の東側に隣接する三本木町水落に住宅を建築し、現在も居住しています。</p> <p>事務局 新築から35年以上が経過し、長男夫婦も住居を求めていることから、二世帯住宅への建て替えを計画しました。</p> <p>議長 建築敷地から最寄り駅まで約3キロメートルあり、生活するには自動車が必要であること、住宅敷地の面積が169㎡とそれほど広くなく、敷地は間口が狭く奥へ広がっていくような形状であることから、住宅の敷地内に4台分の駐車場を設けることは困難です。</p> <p>議長 駐車場の確保をするため、住宅敷地である隣接地の土地所有者に打診したところ、農地法の必要許可を得ることを条件に譲っても良いとの内諾を得ることができました。</p> <p>議長 他に適地はなく、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>事務局 排水については、コンクリート舗装で雨水は申請地西側の最</p>
--	--	--

	<p>終樹に集水し、南側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、10番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、白山の交差点から北東に約50メートルの位置に所在しており、現況は田で、作付けはされておらず、面積は161㎡です。</p> <p>申請者は、昭和40年に法人設立し、岩崎町向イ田にて土木建築請負業を営んでいます。</p> <p>平成8年に県道瀬戸大府東海線の拡幅にあたり、敷地の一部を買収されたため、現在の施設が手狭となりました。</p> <p>工事車両等が駐車している際には、やむを得ず、従業員用の車両を来客用の駐車場に一時的に駐車する場合や、路上駐車を余儀なくされています。</p> <p>会社の道路を挟んだ東側の申請地の土地所有者より、申請地を使用しても良いという内諾を得ることができました。</p> <p>排水については、雨水は砕石敷で自然浸透するため周囲の農地に対する影響はないと思われます。</p> <p>続きまして、11番の案件について説明します。</p> <p>申請地は藤島公会堂から東に約220メートルの位置に所在しており、現況は畑で作付けはされておらず、面積は198㎡です。</p> <p>申請者は、現在妻と二人で香久山五丁目のアパートに居住しています。</p> <p>将来の家族計画を踏まえて一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>母の所有する他の土地を検討したところ、市街化区域と市街化調整区域に住宅を建築できる土地はありませんでした。</p> <p>申請地は本家から近く、将来的に子育てをする上で協力を得やすく、適地と考え選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の最終樹に集水し東側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、12番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、はくさん幼稚園から北東に約250メートルの位置に所在しており、現況は宅地で作付けはされておらず、面積は420㎡です。</p>
--	---

		<p>申請者は、現在夫と子供の3人で名古屋市天白区のアパートに居住しています。</p> <p>こどもの成長につれ、現在の住まいが手狭になり、将来の家族計画を踏まえて一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>本家は、両親が居住し将来兄が継ぐことになっています。</p> <p>土地選定にあたり、申請者には自己所有地がなく両親に相談したところ、母所有の申請地を使用しても良いという承諾を得ることができました。</p> <p>本家とは約15分の距離にあるため緊急時助け合うことができ、適地と考え選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の道路側溝へ放流するため周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして13番の案件について説明します。</p> <p>申請地は東部保育園の南西に約30メートルの位置に所在し、野菜を栽培しており、面積は412㎡です。</p> <p>申請者は現在、瀬戸市で夫と子供2人の4人で夫の所有する建物に居住しています。</p> <p>平成27年に3月20日の愛知県告示により、現在居住している付近が土砂災害警戒区域に指定されました。</p> <p>数年前より、家屋も老朽化が進み建て替えを検討しており、瀬戸市都市計画課と愛知県尾張農林水産事務所に相談したところ、特別災害警戒区域ではないため、建て替えは可能ですが、不安であれば別の場所に建築したほうが良いとの回答を得ました。</p> <p>土地選定について、申請者夫婦に自己所有地がなく母に相談したところ、母が所有する申請地を使用しても良いという承諾を得ることができました。</p> <p>母の所有する申請地以外の土地は市街化区域内の土地はアパートや駐車場として利用されており、住宅を建築できる土地はありません。</p> <p>申請地は本家と近く、将来的に両親の面倒を見ることが出来るため、適地と考え、選定したものになります。</p> <p>排水については、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p>
--	--	---

議長 事務局	<p>議案第2号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号9番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるため、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力は自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和3年10月1日から令和3年10月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号10番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は駐車場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水道、ガス管が埋設された幅員4m以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和3年9月1日から、令和3年10月31日までに完了する計画が記載されています。</p>
-----------	---

		<p>他の行政庁の許可・認可等については該当ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号11番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、概ね10ha以上の一団の農地の区域にある農地で、1種農地と判断されますが、転用目的が住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置するものに該当するため、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、周辺において適地が見当たらず、申請地以外の適地はありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和3年10月20日から令和4年2月10日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号12番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水道、ガス管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つ</p>
--	--	---

	<p>の公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成します。また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和3年10月1日から令和4年3月12日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、隣接の宅地と一体利用します。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>受付番号13番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水道、ガスパイプが埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されますので、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については、自己資金と借入金で造成します。</p> <p>また、転用の妨げとなる権利を有するものについては、該当ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、令和3年9月1日から令和4年2月28日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、該当ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p>
--	---

		<p>第4号の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、該当ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
議長		
委員		<p>10番の案件について、所有権の移転は農家要件のない法人でもできるのか。</p>
事務局		<p>農地を売買で購入する場合、原則は農地法第3条の許可を受けなければ購入できませんが、今回の案件は農地を農地として利用するのではなく、農地転用をして駐車場として利用するため、法人に農家要件がなくても所有権移転は可能です。</p>
委員		<p>面積が小さいから所有権移転が可能なのか。</p>
事務局		<p>面積の大きさは関係ありませんが、必要最小限の面積で転用の申請を出してもらおうよう促しています。</p>
委員		<p>13番の案件について、特別災害警戒区域の指定についてどうということか教えてほしい。</p>
事務局		<p>平成27年3月20日の愛知県告示により、現在居住している付近が土砂災害警戒区域に指定されました。</p>
委員		<p>尾張農林水産事務所と瀬戸市都市計画課から建て替えをするにあたり、日進市内で建てるように案内があったのか。</p>
事務局		<p>土地選定は申請者が行い、申請者から日進市内で分家住宅を建築したいとの申し出がありました。</p>
委員		<p>分家住宅を建築する場合、分家住宅を建築後、現在居住している持ち家を譲渡又は賃借するケースが考えられると思うが、本家を取り壊して分家住宅を建築するという条件はないのか。</p>
事務局		<p>農地法上では、本家や持ち家を取り壊さなければならないという決まりはありませんが、他法令の都市計画法上で決まりがあることは考えられます。</p>
議長		<p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言。 (挙手全員)</p>
議長		<p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
議長		<p>議案第3号を上程。事務局に説明を求める。</p>
事務局		<p>(議案内容説明)</p>
議長		<p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見質問を求める。</p>

委員	一人目の、経営管理の合理化に関する現状と目標・措置でパソコンによる複式簿記記帳を行うとあるが、必ずパソコンを使用した方法でなければならないのか。
事務局	申請者、愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課、日進市の3者で調整を行い、業務の効率化を図るためパソコンによる管理を行うことになりましたが、必ずパソコンで行う必要はありません。
議長	特に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言。 (挙手全員)
議長	議案第3号の案件について挙手全員を確認、原案の通り可決したことを宣言した。
事務局	続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局より専決について一括で報告) 専決1号 3条届出 3件 専決2号 5条届出 7件
議長	専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
議長 事務局	続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。 (事務局よりその他について一括で報告) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の取り下げについて 1件 日進市農用地利用集積計画の取り下げについて 1件
議長 委員	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 日進市農用地利用集積計画の取り下げについてだが、現在の集積率が把握できるような数値を出せるようにしてほしい。
議長 事務局	その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡) ・ 次回の農業委員会 (令和3年8月27日(金)) 午後3時 本庁舎4階第1会議室)
議長	・ 利用状況調査について(8月17日～8月19日) 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
(15:45)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日 議事録署名者 5番委員

議事録署名者 7番委員